

## ○管理者の専決事項の指定について

(平成28年3月28日議決)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は管理者において専決処分することができるものとする。

- 1 次の区分による金額以下で、法律上組合の義務に属する損害賠償の額を定めること。
  - (1) 損害賠償が保険等により給付されるもの 当該保険金等の額
  - (2) 前項に掲げるもの以外のもの（保険金等に加算して支払う場合を含む。）100万円
- 2 目的物の価格が100万円以下の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと。
- 3 法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときにおいて、当該条例の改正を行うこと。

### 附 則

- 1 この議決の効力は、平成28年4月1日から生ずるものとする。
- 2 管理者の専決事項の指定について（平成16年6月28日議決）の効力は、平成28年3月31日をもって失われるものとする。